



福岡県医発第 442 号（総）

平成 22 年 5 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

日本医師会年金制度の一部改定について

標記の件につきまして、日本医師会において「日本医師会年金規程」に基づき、5 年毎の見直しが行われ、医師の平均余命が国民全体の平均より長いこと、基本年金と加算年金の支給率が不均等であるとの分析結果等により、制度の改定が行われることとなりましたので、概要等を別紙のとおりお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本改定についてご了知いただき、加入者・受給者よりのお問い合わせ等により下記資料をご活用下さいますようお願い申し上げます。

記

別添 1 加入者・受給者各位「日本医師会年金制度の一部改定について」
（概要、Q & A）

別添 2 年金委員会答申
・改定前後比較表（「年金規程」）、年金支給表（別表 1、別表 4）、
附則（規程改定時の脱退の特例）、生命保険に関する文言の削除

別添 3 日本医師会年金制度改定に関する Q & A（日本医師会年金担当課長用）

別添 4 日本医師会年金制度改定に関するスケジュール見込み

別添 5 （制度改定に関する）お願い

加入者・受給者各位

別添 1

日本医師会年金制度の一部改定について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、日医年金に多大なご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、昭和 43 年に創設された日医年金は、会員の約 5 万人が加入し、資産的にもわが国有数の私的年金制度に成長しております。この間、本会は日医年金の安定運営を最優先に、社会・経済情勢の変動などの環境変化に適宜対応すべく、年金制度の改定を実施してまいりました。

この度、「日本医師会年金規程」に基づき、5 年毎の制度見直しを行ったところ、医師の平均余命が国民全体の平均より長いこと、基本年金と加算年金の支給率が不均衡であるとの分析結果が出ました。そこで、本来の予定年金支給額より過大な支給を行っていることによる年金資産への損失を防ぎ、適正化するために、年金制度の一部改定が必要であるとの結論に達しました。改定の具体的内容は、予定死亡率の適正化、及び、基本年金の支給率の適正化による年金支給率の修正になりますが、詳しくは「日本医師会年金制度の一部改定についての概要」をご参照願います。(改定後の年金額のお知らせの発送は、本年 11 月の予定です)。

今回の改定においては、終身年金の加入者・受給者の年金受給額に見た目の引下げが生じますが、年金受取総額という実質面においては従前とほぼ同額となります。また、資産運用面においても、安定的な運用を行いつつ、より収益率を向上させるために、運用機関を入れ替えるなど、運用体制全体の見直しを行っております。

つきましては、諸事情をご高察のうえ、本件へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月 吉日

日 本 医 師 会 長
唐 澤 祥 人

日本医師会年金制度の一部改定についての概要

I. これまでの基礎率変更例

- 平成 7 年 10 月 予定死亡率の見直し
第 10 回生命表男子死亡率の 70%
⇒第 17 回生命表男子死亡率の 70%へ変更し、現在に至る。
- 平成 10 年 4 月 予定利率の見直し
年 5.5% ⇒ 年 3.0%へ変更
- 平成 15 年 1 月 予定利率の見直し
年 3.0% ⇒ 年 1.5%へ変更し、現在に至る。

II. 今回の改定内容

(1) 予定死亡率の見直し

現行の第 17 回生命表男子死亡率の 70%から、第 20 回生命表男子死亡率の 50%へ変更します。

「年金規程」第 4 条第 4 項の規定により実施されている 5 年毎の年金財政計画（第 8 回 第 36 期～第 40 期）の分析により、以下の推移表のとおり死差損益として、第 37 期以降は毎年▲30 億円以上（損失）となり、直近の決算である第 41 期では、さらに拡大し約▲46 億円に達し、予定死亡率を修正する必要性が生じました。掛け目を 50%にする理由は、医師の平均余命が延びる傾向にあり、次回 5 年後の年金財政計画検討時までには、死差損拡大の可能性を現実的に即して低めるためです。

死差損益の推移表

(億円)

決算期	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期
死差損益	▲21	▲33	▲32	▲36	▲30	▲46

(▲は損失)

(2) 支給率の改定

① 予定死亡率の見直しに伴う支給率の改定

上記(1)の見直しに伴い、基本年金、加算年金とも、以下の通り改定します。(日医年金の養老年金は、基本年金と、任意の加算年金から成り立っています。)

15 年保証終身年金額	現行比約 87%に適正化
10 年保証終身年金額	現行比約 85%に適正化

(下記②による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。)

- ✧ 1 回当たりの年金受取額は減額になりますが、平均余命の伸長により、受取回数が増える分、基本的に年金受取総額は従前とほぼ同額となります。
- ✧ 加算年金のうち確定年金は、平均余命の伸長の影響を受けないため、受け取る年金額の削減はありません。

② 基本年金の支給率の見直し

基本年金が現行では加算年金の支給率より高くなっているため、同一になるように修正します。

基本年金の支給率は、「掛金払込時から年金支給開始(65 歳)までの間に死亡した加入者の年金原資を、死亡しなかった者の年金原資に上乗せする」という考え方により、加算年金の支給率より高く設定されています。同時に、その基本年金から加入者の遺族一時金が支給されており、“過大な支払い”の状態になっています。財政健全化の観点から、この状態を解消し、基本年金の支給率を加算年金の支給率と同一になるように適正化を図ります。

(上記②による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。)

(3) 受給者の脱退の特例

過去の制度改定時と同様に、施行日から、1 年間に限り脱退を認める規定を設けます。

なお、加入者は、通常通り脱退が可能です。

(4) 制度改定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(5) その他

- ①「年金規程」の改定版は、運用機関の変更に伴う別表 5 の改定と合わせ、本年 9 月頃に、一括して送付します。
- ②加入者、受給者宛て個人別の改定後の年金額のお知らせは、支給率改定に伴うコンピューター・ソフト開発後の本年 11 月に送付の予定です。
- ③制度加入者への周知につきましては、制度加入者ご本人宛てのダイレクトメール（複数回）を含み、本会のメディア（日医ニュース、折り込みチラシ、日医ホームページ、日医年金ホームページ、白クマ通信等）を使い、適宜行っていく予定です。

【補足説明】

受給者の養老年金の受取コースは、以下の表のとおり、5 コースあり、今回の制度改定では、* 印のついている終身年金の年金額のみが適正化されます。

コース	基本年金 * (年齢により減額率が異なります)	加算年金
A	10 年保証期間付終身年金 *	10 年保証期間付終身年金 *
B 1	15 年保証期間付終身年金 *	15 年保証期間付終身年金 *
B 2	15 年保証期間付終身年金 *	5 年確定
B 3	15 年保証期間付終身年金 *	10 年確定
B 4	15 年保証期間付終身年金 *	15 年確定

(注：加入者は、受給開始手続きの際に上記のコースの選択を決定して頂きます。「15 年保証期間付終身年金」とは、受給開始から 15 年間の年金の支払いが保証され、その後は終身にわたり、年金を支給します。「5 年確定」とは、年金の支給を 5 年に確定したものです。「保証」も「確定」も期間内に死亡された場合は、遺族年金、又は、遺族一時金が支払われます。なお、平成 5 年 11 月以降加入の方は、A コースを選択できません。)

◇ 1 回当たりの年金受取額は減額になりますが、平均余命の伸長により、受取回数が増える分、基本的に年金受取総額は従前とほぼ同額となります。

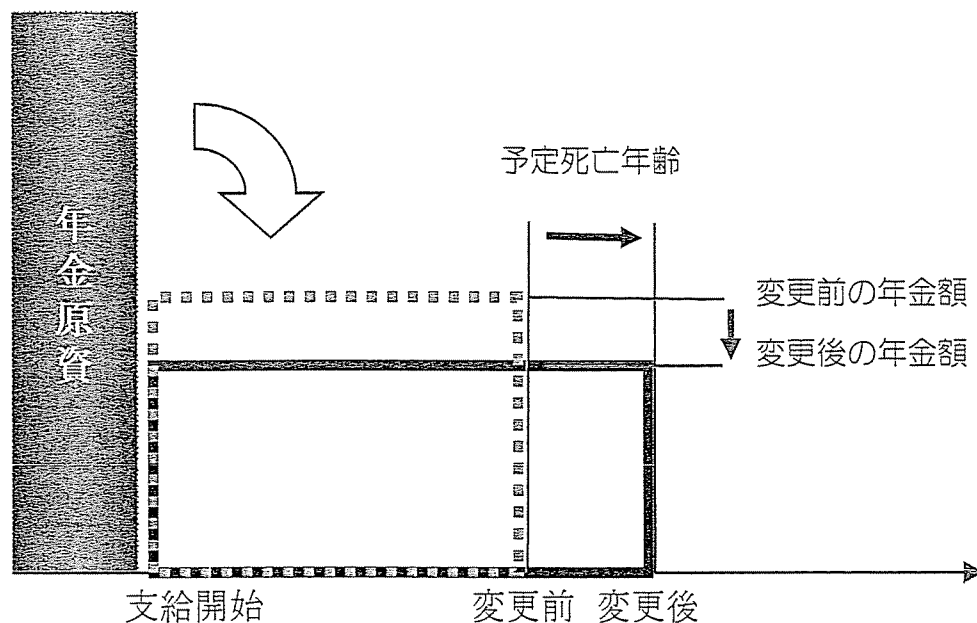
予定死亡率： 制度に加入している方の生存状況の見込み。「計算上の仮定」（見込み）と「実績値」は通常一致しません。両者が乖離すると収支に損益が生じ、死差損、又は、死差益となります。このため、なるべく誤差が発生しないように「計算上の仮定」を修正する必要があります。

予定利率： 年金額の算定などに使用する利率であり、現在年 1.5%です。

予定死亡率の見直しの年金額への影響：

日医年金の年金額は、支給開始時から予定死亡時までの期間（年数）に応じて決定されます。今回の予定死亡率の改定で当該期間が長くなり、一回当たりの年金額は減額になります。しかしながら、当該期間が長くなったことで、受取回数が増え、その結果、受取総額は、制度変更前と変更後では基本的に同一です。

次の図では、変更前の受取総額は点線で表示され、変更後の受取総額が太い実線で表示されており、両者の面積は同一となるイメージとなります。



【添付資料】

- ・ 日本医師会年金制度改定に関する Q&A

日本医師会年金制度改定に関する Q&A

Q. 今回の改定で、どう変わるのですか。

日本医師会年金（日医年金）の養老年金は、基本年金と任意の加算年金から成ります。

- (1) 今回の改定は、終身年金である基本年金と加算年金（うち終身年金のみ）の両方を、以下の表の通り、調整させていただきます。また、公平を期し、掛金を払い込み中の加入者、年金を既に受け取っている受給者、年金の受け取りを延長されている延長者など全ての方々に、年金額の調整を行わせて頂きます。

15 年保証終身年金額	現行比約 87%に適正化
10 年保証終身年金額	現行比約 85%に適正化

（下記(2)による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。）

今回の改定により、一回当たりの年金額は見かけの上では減少しますが、先生方の余命が延び、受取回数が増えるため、各先生の生涯からみた受取年金総額は、基本的には変わりません。

なお、加算年金のうち、確定年金につきましては、終身ではありませんので、年金は削減されません。（B2、B3、B4 コースを選択された受給者は、加算年金額に変更はありません。）

- (2) これに加えて、基本年金の支給率を、加算年金の支給率と同一にする適正化のために、基本年金額は年齢別に減額されます。

（この適正化による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。）

Q. なぜ今改定するのですか。

年金財政の分析によると、毎年 30 億円以上（前期決算は 46 億円）の過大な支払いが続いており、この解消に向けて、現実に即して適正化を図る必要があります。

Q. 終身年金の削減額の根拠は何ですか。

予定死亡率を、現行の第 17 回生命表男子死亡率の 70%から、最新である第 20 回生命表男子死亡率の 50%に改定する結果であり、加えて、基本年金の支給率を、加算年金の支給率と同一に改定する結果です。

Q. なぜ年金額が減るのですか。

加入者・受給者である先生方の余命は一般的に延びる傾向にあり、その時点で見積もっている以上の年金原資が必要となります。一回当たりの年金額は見かけの上では減少しますが、先生方の余命が延び、受取回数が増えるため、各先生の生涯からみた受取年金総額は、基本的には変わりません。

Q. 今回の改定は、いつから変わるのですか。

平成 22 年 10 月 1 日からです。

なお、同年 10 月 29 日（金）支払い予定の年金は、対象期間が制度改定前の 7 月～9 月分ですので、改定前の支給率による年金額です。改定後の年金は、平成 23 年 1 月 31 日（月）に初回として支払われる予定です。（なお、年金受取額が年間 5 万円未満の場合は、年 1 回支払いのため、平成 23 年 10 月 31 日（月）が初回の予定となります。）

Q. 改定後の年金額はいくらですか。

改定に伴い、新たなコンピューター・ソフトの開発が必要なため、数か月程時間を要します。そのため、この開発が完了してから、個人別の年金額が計算されますので、改定後の「年金額のお知らせ」は、本年 11 月の送付の予定です。

Q. 制度を脱退できますか。

脱退できます。通常は、受給者は、脱退できませんが、特例措置により脱退することが可能です。この特例措置は、制度改定の実施後1年間（平成22年10月1日～平成23年9月30日）となっております。改定後の年金額のお知らせは11月頃送付されますが、ご覧頂いて、ご希望される場合は、平成22年11月以降お申し付けください。

Q. 終身年金から確定年金に変更できますか。

年金の受け取りを開始してからは、変更できません。

Q. 制度改定はどこで、どのように検討されたのですか。

「日本医師会年金規程」の第4条第4項の定めにより、5年毎に行われる年金財政分析の結果（第8回 第36期～第40期）につきまして、年金の専門家で構成する「生涯設計委員会」で慎重に検討し、日本医師会役員、日本医学会役員、学識経験者、加入者で構成する「年金委員会」で承認し、平成22年2月16日の第11回「理事会」で決定されました。なお、年金財政の分析は、決算で発生した剰余金・不足金の発生原因を把握し、財政上の観点から制度改定の必要性を検証するものです。

◆◆ お問い合わせ先 ◆◆

日本医師会 年金・税制課

TEL : 03-3946-2121（代表）

03-3942-6487（直通） 平日 9:30～17:00

（個人データ確認のためのコンピューター・システムの関係で、
お問い合わせ時間を上記のとおりらせて頂いております。）

FAX : 03-3942-6503 Eメール : nenkin @ po.med.or.jp

〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

別添 2

答 申

平成 22 年 2 月 10 日

日本医師会長
唐 澤 祥 人 殿

日本医師会年金委員会	
委員長 宝 住 与 一	
副委員長 羽生田 俊 磨	
委員 今 村 聡 史	
高 久 道 史 茂	
竹 内 輝 順 博	
石 黒 村 栄 省 造	
峯 橋 本 藤 裕 司	
内 福 島 田 悦 郎	
前 小 澤 田 義 雄	
有 松 永 健 孝 樹	
江 畑 啓 浩 好	
	一 介 之

今回の制度見直しは、問題の分析と細部にわたる検討を必要とするため、当委員会では専門家で構成する生涯設計委員会にその検討を委ねました。生涯設計委員会での検討結果である助言に基づき、本委員会で慎重に審議した結果、予定死亡率の修正、基本年金の支給率の適正化、運用体制全体の見直しが必要であるとの結論に達しましたので、ここに検討結果をまとめ、次の通り答申致します。

1. 問題点と見直しについて

日医年金の問題の一つに、死差損の計上があります。これは、受給者の平均余命の長期化により、年金の数理上の死亡率（予定死亡率）が高く、実際の死亡率が低かったため、年金数理上で予定していた年金給付より、多くの年金額を支払い、その分、年金財政を悪化させました。従いまして、予定死亡率を、適正な率に見直すことが必要になっております。また、この際に、基本年金の支給率表が、加算年金の支給率表より高くなっている現状を、財政の健全化等の観点から修正し、同一の率に修正することが必要になっております。

用します。(但し、受給者の給付開始部分に対応する掛金については適用せず、従って、支払い済の給付金の返金は要求しません。)

引下げ率は、次の通りとなります。

① 15年保証終身年金：一律86%とする(14%削減)

(なお、基本年金の支給率を加算年金の支給率と同一にするための修正を行った後の削減率については、別途、受託会社から詳細な報告がある予定です。)

② 確定年金：平均余命伸長の影響を受けないため削減は行われない。

なお、この制度変更について、加入者、延長者、受給者、未手続き者に対して十分な説明を行う必要がありますが、了解が得られない場合は、任意脱退を認めることになります。しかし、現行の「年金規程」では受給者の脱退は認められていないので、前回の制度改正の時と同様に、特例措置として受給者についても任意脱退を認める規定を設け、その脱退者には積増年金分を除く制度変更前の責任準備金相当額を支給することとします。

3. 今後の課題など

今回の制度改正は、予定死亡率の見直し、及び、基本年金の支給率表の修正にとどめることにしました。しかし、今後、社会情勢の変化などに注意しながら、日医年金が持続可能な年金制度であることを維持するために、他の諸課題について鋭意検討を続けることが必要であります。

日医年金の運用体制の見直しのまとめ

第11回理事会 平成22年2月16日

	政策アセットミックスなど			運 用 ス タ イ ル						
投資対象 資産	基本配分比率 現行 → 提案		許容乖離幅	ベンチマーク	パッシブ 現行 → 提案		アクティブ	アクティブの内訳		
								バリュー	グロース	その他
国内株式	19%	10%	±3%	TOPIX(配当込み)	約40%	約60%	約40%	25%	10%	小型5%
外国株式 (ヘッジ無)	19%	25%	±3%	MSCI-ALL COUNTRY(除く日本)	約40%	約60%	約40%	25%	5%	エマージング*10%
オルタナティブ	0%	5%	(対象外)	有担保コール翌日物(参考指数)	-	-	-			
外国債券 (ヘッジ付)	31%	30%	±3%	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、フルヘッジ、円ベース)	約25%	100%	0%			
国内債券	31%	30%	±3%	NOMURA-BPI国債(11年超)指数	生保一 般勘定 100%	100%	0%			
現金等	0	0	0～3%	有担保コール翌日物	-	-	-			

リバランス： 四半期末時点で、基本配分比率から許容乖離幅を超えた場合、基本配分比率の上下限まで修正する。

改定前後比較表
支給率表の改定 別表1

改定前						改定後					
別表1 年金支給率表(加入年齢64歳6ヵ月未満)						別表1 年金支給率表(加入年齢64歳6ヵ月未満)					
払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率
満25歳	0.00953	0.00843	満46歳	0.00685	0.00616	満25歳	0.00735	0.00735	満46歳	0.00538	0.00538
26	0.00938	0.00830	47	0.00673	0.00607	26	0.00724	0.00724	47	0.00530	0.00530
27	0.00923	0.00818	48	0.00662	0.00599	27	0.00714	0.00714	48	0.00522	0.00522
28	0.00909	0.00806	49	0.00650	0.00590	28	0.00703	0.00703	49	0.00514	0.00514
29	0.00896	0.00794	50	0.00639	0.00581	29	0.00693	0.00693	50	0.00507	0.00507
30	0.00882	0.00783	51	0.00627	0.00572	30	0.00683	0.00683	51	0.00499	0.00499
31	0.00869	0.00771	52	0.00616	0.00564	31	0.00672	0.00672	52	0.00492	0.00492
32	0.00855	0.00759	53	0.00605	0.00556	32	0.00663	0.00663	53	0.00485	0.00485
33	0.00842	0.00748	54	0.00594	0.00547	33	0.00653	0.00653	54	0.00478	0.00478
34	0.00829	0.00737	55	0.00583	0.00539	34	0.00643	0.00643	55	0.00471	0.00471
35	0.00816	0.00726	56	0.00571	0.00531	35	0.00634	0.00634	56	0.00464	0.00464
36	0.00804	0.00715	57	0.00560	0.00523	36	0.00624	0.00624	57	0.00457	0.00457
37	0.00792	0.00705	58	0.00548	0.00515	37	0.00615	0.00615	58	0.00450	0.00450
38	0.00779	0.00695	59	0.00536	0.00508	38	0.00606	0.00606	59	0.00443	0.00443
39	0.00767	0.00685	60	0.00524	0.00501	39	0.00597	0.00597	60	0.00437	0.00437
40	0.00755	0.00674	61	0.00512	0.00493	40	0.00588	0.00588	61	0.00430	0.00430
41	0.00743	0.00664	62	0.00501	0.00486	41	0.00580	0.00580	62	0.00424	0.00424
42	0.00731	0.00654	63	0.00489	0.00479	42	0.00571	0.00571	63	0.00418	0.00418
43	0.00719	0.00645	64	0.00477	0.00472	43	0.00563	0.00563	64	0.00412	0.00412
44	0.00707	0.00635	65	0.00465	0.00465	44	0.00554	0.00554	65	0.00406	0.00406
45	0.00696	0.00625				45	0.00546	0.00546			

注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。
2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。
3. 保証期間が15年となる給付(支給期間終身)に適用する。

注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。
2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。
3. 保証期間が15年となる給付(支給期間終身)に適用する。

支給率表の改定 別表4

改定前						改定後					
別表4 平成5年10月1日付附則第2条第4項第3号にかかわる 年金支給率表						別表4 平成5年10月1日付附則第2条第4項第3号にかかわる 年金支給率表					
払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率
満25歳	0.01008	0.00892	満46歳	0.00725	0.00652	満25歳	0.00757	0.00757	満46歳	0.00554	0.00554
26	0.00993	0.00879	47	0.00713	0.00643	26	0.00746	0.00746	47	0.00546	0.00546
27	0.00978	0.00866	48	0.00701	0.00634	27	0.00735	0.00735	48	0.00538	0.00538
28	0.00963	0.00853	49	0.00688	0.00625	28	0.00724	0.00724	49	0.00530	0.00530
29	0.00948	0.00840	50	0.00676	0.00615	29	0.00713	0.00713	50	0.00522	0.00522
30	0.00934	0.00828	51	0.00664	0.00606	30	0.00703	0.00703	51	0.00514	0.00514
31	0.00919	0.00816	52	0.00652	0.00597	31	0.00692	0.00692	52	0.00507	0.00507
32	0.00905	0.00804	53	0.00641	0.00588	32	0.00682	0.00682	53	0.00499	0.00499
33	0.00891	0.00792	54	0.00629	0.00579	33	0.00672	0.00672	54	0.00492	0.00492
34	0.00878	0.00780	55	0.00617	0.00571	34	0.00662	0.00662	55	0.00485	0.00485
35	0.00864	0.00769	56	0.00605	0.00562	35	0.00652	0.00652	56	0.00477	0.00477
36	0.00851	0.00757	57	0.00592	0.00554	36	0.00643	0.00643	57	0.00470	0.00470
37	0.00837	0.00746	58	0.00580	0.00546	37	0.00633	0.00633	58	0.00463	0.00463
38	0.00824	0.00735	59	0.00567	0.00538	38	0.00624	0.00624	59	0.00457	0.00457
39	0.00812	0.00725	60	0.00555	0.00530	39	0.00615	0.00615	60	0.00450	0.00450
40	0.00799	0.00714	61	0.00543	0.00522	40	0.00606	0.00606	61	0.00443	0.00443
41	0.00786	0.00703	62	0.00530	0.00515	41	0.00597	0.00597	62	0.00437	0.00437
42	0.00774	0.00693	63	0.00518	0.00507	42	0.00588	0.00588	63	0.00430	0.00430
43	0.00761	0.00683	64	0.00505	0.00499	43	0.00579	0.00579	64	0.00424	0.00424
44	0.00749	0.00672	65	0.00492	0.00492	44	0.00571	0.00571	65	0.00418	0.00418
45	0.00736	0.00662				45	0.00562	0.00562			
注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。 2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。 3. 保証期間が10年となる給付(支給期間終身)に適用する。						注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。 2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。 3. 保証期間が10年となる給付(支給期間終身)に適用する。					

規程改正時の脱退の特例 附則

参考 前回附則	今回新設附則
附 則 (施行日) 第1条 この改正規程は、平成15年1月1日から施行する。	下線部が前回附則からの変更箇所 附 則 (施行日) 第1条 この改正規程は、<u>平成22年10月1日</u>から施行する。
(規程改正時の養老年金額の特例) 第2条 この改正規程の施行日の前日における加入者（延長者を含む）の施行日の前月分までの掛金に対応する養老年金の月額は、第16条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 2 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者の養老年金の月額は、第16条および第17条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た	(規程改正時の養老年金額の特例) 第2条 この改正規程の施行日の前日における加入者（延長者を含む）の施行日の前月分までの掛金に対応する養老年金の月額は、第16条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 2 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者の養老年金の月額は、第16条および第17条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た

額。 3 この改正規程の施行日の前日までに養老年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。	額。 3 この改正規程の施行日の前日までに養老年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。
（規程改正時の育英年金額の特例） 第3条 この改正規程の施行日の前日における育英年金の受給権者の育英年金の月額は、第19条の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。 2 この改正規程の施行日の前日までに育英年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。	（規程改正時の育英年金額の特例） 第3条 この改正規程の施行日の前日における育英年金の受給権者の育英年金の月額は、第19条の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。 2 この改正規程の施行日の前日までに育英年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。
（規程改正時の傷病年金額の特例） 第4条 この改正規程の施行日の前日における傷病年金の受給権者の傷病年金の月額は、第21条の3の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。 2 この改正規程の施行日の前日までに傷病年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。	（規程改正時の傷病年金額の特例） 第4条 この改正規程の施行日の前日における傷病年金の受給権者の傷病年金の月額は、第21条の3の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。 2 この改正規程の施行日の前日までに傷病年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。

(規程改正時の遺族年金額の特例) 第5条 この改正規程の施行日の前日における遺族年金の受給権者の遺族年金の月額、第24条の規定にかかわらず、次の各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金(第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く) 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規程による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 2 この改正規程の施行日の前日までに遺族年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。	(規程改正時の遺族年金額の特例) 第5条 この改正規程の施行日の前日における遺族年金の受給権者の遺族年金の月額、第24条の規定にかかわらず、次の各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金(第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く) 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規程による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 2 この改正規程の施行日の前日までに遺族年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。
(規程改正時の脱退の特例) 第6条 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者で今回の規程改正に同意しない者は、平成15年12月31日までに限り制度より脱退することができる。 2 前項の規定により脱退した者には、一時金として、この改正規程の施行日の前日における養老年金の年金現価相当額(第27条第1項第2号の規定による積増年金相当分を除く)を支給する。 ただし、施行日以降の期間に対応する養老年金の支給を受けた場合は、その金額を控除する。	(規程改正時の脱退の特例) 第6条 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者で今回の規程改正に同意しない者は、<u>平成23年9月30日</u>までに限り制度より脱退することができる。 2 前項の規定により脱退した者には、一時金として、この改正規程の施行日の前日における養老年金の年金現価相当額(第27条第1項第2号の規定による積増年金相当分を除く)を支給する。 ただし、施行日以降の期間に対応する養老年金の支給を受けた場合は、その金額を控除する。

生命保険に関する文言の削除 前文

改定前	改定後
下線部分を削除 (前文) 国民医療の担い手である医師の生活の安定，とりわけ，その老後の生活保障を図ることは，本来，国家の責務である。医師の生活の安定なくして国民医療の充実，発展はありえない。にもかかわらず，この点に関する何等の施策も期待しえないのが現状である。したがって，医師自らの力で自衛策を講ぜざるをえない。しかも，一人一人の医師が個人として効果的に自己の生活の安定を図りうる時代は過ぎ去っている。最も強力かつ効果的な自衛手段は，すべての医師が連帯し，その総力を結集して，初めて生み出される。そして，かかる自衛手段を講じうるものは，日本医師会をおいてない。 ここに，医師の福祉向上の担い手である本会は，その基本的事業の一つとして医師年金制度を実施することとし，本規程を制定する。 本年金制度の特色は，真に連帯意識をもつ全国的規模での医師集団による相互扶助を大前提とし，拠出された年金基金の管理運用については，<u>信託方式と生命保険方式との結合</u>という高度に近代化された効率的な方式を利用し，そこから個人による自衛では生み出しえない効果をあげ，かつ，その効果のすべてを医師個人に還元し，医師の福祉の向上を図る，という点にある。そのためにこの年金基金は，本会の他の財源と完全に区別され，年金制度運営のため本会が必要とする事務費を除いては，あげて行政監督下にある確実な金融機関にこれを委託運用せしめ，そこから生じる収益もすべて年金基金に留保される。 年金制度の発足にあたり，この制度への参加者全員が一体となって，本規程を誠実に遵守しつつ，制度の健全な育成に努めることを誓う。	(前文) 国民医療の担い手である医師の生活の安定，とりわけ，その老後の生活保障を図ることは，本来，国家の責務である。医師の生活の安定なくして国民医療の充実，発展はありえない。にもかかわらず，この点に関する何等の施策も期待しえないのが現状である。したがって，医師自らの力で自衛策を講ぜざるをえない。しかも，一人一人の医師が個人として効果的に自己の生活の安定を図りうる時代は過ぎ去っている。最も強力かつ効果的な自衛手段は，すべての医師が連帯し，その総力を結集して，初めて生み出される。そして，かかる自衛手段を講じうるものは，日本医師会をおいてない。 ここに，医師の福祉向上の担い手である本会は，その基本的事業の一つとして医師年金制度を実施することとし，本規程を制定する。 本年金制度の特色は，真に連帯意識をもつ全国的規模での医師集団による相互扶助を大前提とし，拠出された年金基金の管理運用については，高度に近代化された効率的な方式を利用し，そこから個人による自衛では生み出しえない効果をあげ，かつ，その効果のすべてを医師個人に還元し，医師の福祉の向上を図る，という点にある。そのためにこの年金基金は，本会の他の財源と完全に区別され，年金制度運営のため本会が必要とする事務費を除いては，あげて行政監督下にある確実な金融機関にこれを委託運用せしめ，そこから生じる収益もすべて年金基金に留保される。 年金制度の発足にあたり，この制度への参加者全員が一体となって，本規程を誠実に遵守しつつ，制度の健全な育成に努めることを誓う。

生命保険に関する文言の削除 第2条

改定前	改定後
下線部分を削除 (年金財産) 第2条 この制度の給付を行なうための原資(年金財産)は、第三者の管理に委ねるものとし、本会が別表5に掲げる契約を締結して、受託者<u>および保険者</u>たるおのおのの金融機関に、契約に従い責任をもって年金財産の管理および運用を行なわせる。 2 加入者が払い込む掛金は、本会がこれを受け入れて第5条第2項に規定する事務費を控除したのち、別表5に掲げる年金信託契約の受託者<u>および企業年金保険契約の保険者</u>たる金融機関に、おのおのの契約に基づく信託金<u>または保険料</u>として払い込む。 3 別表5に掲げる各信託契約から生ずる果実、<u>および保険契約から生ずる配当金</u>は、年金財産に留保する。	(年金財産) 第2条 この制度の給付を行なうための原資(年金財産)は、第三者の管理に委ねるものとし、本会が別表5に掲げる契約を締結して、受託者たるおのおのの金融機関に、契約に従い責任をもって年金財産の管理および運用を行なわせる。 2 加入者が払い込む掛金は、本会がこれを受け入れて第5条第2項に規定する事務費を控除したのち、別表5に掲げる年金信託契約の受託者たる金融機関に、おのおのの契約に基づく信託金として払い込む。 3 別表5に掲げる各信託契約から生ずる果実は、年金財産に留保する。

平成 22 年 3 月

日本医師会年金制度改定に関する Q&A(日医年金担当課長用)

目 次

(1) 制度改定の経緯・概要について

- Q1-1. 制度改定はどこで、どのように検討されたのですか。
- Q1-2. なぜ今改定するのですか。
- Q1-3. なぜ年金額が減るのですか。
- Q1-4. 今回の改定で、どう変わるのですか。
- Q1-5. 終身年金の削減額の根拠は何ですか。
- Q1-6. 今回の改定は、いつから変わるのですか。
- Q1-7. 過去にもこのような引下げがあったのですか。

(2) 年金額などについて

- Q2-1. 改定後の年金額はいくらですか。
- Q2-2. 既に年金を受け取っている受給者には年金額が保証、いわゆる“既得権”があるのではないですか。
- Q2-3. 受給者の年金額はいつから変わるのですか。
- Q2-4. 今後も年金額の見直しがあるのですか。

(3) 年金制度について

- Q3-1. 予定死亡率と死差損とは何ですか。
- Q3-2. 第 20 回生命表とは何ですか。

(4) 今回の制度改定について

- Q4-1. 減額の対象者を加入者・受給者の双方にしたのはなぜですか。
- Q4-2. 前回の予定死亡率改定の際は、基本年金を引き下げなかったのに、なぜ今回は、引き下げるのですか。

- Q4-3. 予定死亡率の掛け目を 70%でなく、50%にしたのはなぜですか。
- Q4-4. 基本年金の支給率を加算年金と同一にするのはなぜですか。
- Q4-5. 確定年金、遺族年金はなぜ引き下げないのですか。
- Q4-6. 積増年金はどうなるのですか。

(5) 制度からの脱退・変更などについて

- Q5-1. 加入者ですが、制度を脱退できますか。
- Q5-2. 受給者ですが、制度を脱退できますか。
- Q5-3. 加入者の脱退で、払戻金等はどのように計算するのですか。
- Q5-4. 受給者の脱退で、払戻金等はどのように計算するのですか。
- Q5-5. 終身年金から確定年金に変更できますか。

(6) 年金の資産運用などについて

- Q6-1. 予定利率、予定運用利回りとは何ですか。
- Q6-2. 実際の運用利回りはどうなっているのですか。
- Q6-3. 年金資産の運用はどこに委託しているのですか。
- Q6-4. 運用体制全体をどのように見直しているのですか。
- Q6-5. 予定利率など他の変更はないのですか。

(7) 年金財政などについて

- Q7-1. 制度の財政はパンクしませんか。制度は大丈夫ですか。
- Q7-2. 経費節減などの努力をしているのですか。

(8) 日医年金について

- Q8-1. 新聞に共済事業の記事を見かけますが、大丈夫ですか。
- Q8-2. 重要な情報をどのように開示していますか。
- Q8-3. 日医年金のガバナンスはどのようになっているのですか。
- Q8-4. 日医年金は他の年金制度に比べて有利ですか。

ご回答

(1) 制度改定の経緯・概要について

Q1-1. 制度改定はどこで、どのように検討されたのですか。

「日本医師会年金規程」(以下、「年金規程」)の第4条第4項の定めにより、5年毎に行われる年金財政分析の結果(第8回 第36期～第40期)につきまして、年金の専門家で構成する「生涯設計委員会」で慎重に検討し、日本医師会役員、日本医学会役員、学識経験者、加入者で構成する「年金委員会」で承認し、平成22年2月16日の第11回「理事会」で決定されました。年金財政の分析は、決算で発生した剰余金・不足金の発生原因を把握し、財政上の観点から制度改定の必要性を検証するものです。

Q1-2. なぜ今改定するのですか。

上記の分析結果によると、毎年30億円以上(前期決算は46億円)の過大な支払い(年金財政では“死差損”という)が続いており、死差損発生の解消に向けて、現実的に即して適正化を図る必要があります。また、年金制度を永続的に維持するためにも、改定する必要性が生じています。

Q1-3. なぜ年金額が減るのですか。

加入者・受給者である先生方の余命は一般的に延びる傾向にあり、その時点で見積もっている以上の年金原資が必要となります。一回当たりの年金額は見かけの上では減少しますが、先生方の余命が延び、受取回数が増えるため、各先生の生涯からみた受取年金総額は、基本的には変わりません。

Q1-4. 今回の改定で、どう変わるのですか。

日本医師会年金(日医年金)の養老年金は、基本年金と任意の

加算年金から成ります。

- (1) 今回の改定は、終身年金である基本年金と加算年金（うち終身年金のみ）の両方を、以下の表の通り、調整させていただきます。また、公平を期し、掛金を払い込み中の加入者、年金を既に受け取っている受給者、年金の受け取りを延長されている延長者など全ての方々に、年金額の調整を行わせて頂きます。

15 年保証終身年金額	現行比約 87%に適正化
10 年保証終身年金額	現行比約 85%に適正化

（下記(2)による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。）

今回の改定により、一回当たりの年金額は見かけの上では減少しますが、先生方の余命が延び、受取回数が増えるため、各先生の生涯からみた受取年金総額は、基本的には変わりません。

なお、加算年金のうち、確定年金につきましては、終身ではありませんので、年金は削減されません。（B2、B3、B4 コースを選択された受給者は、加算年金額に変更はありません。）

- (2) これに加えて、基本年金の支給率を、加算年金の支給率と同一にする適正化のために、基本年金額は年齢別に段階的に減額されます。

（この適正化による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。）

Q1-5. 終身年金の削減額の根拠は何ですか。

予定死亡率を、現行の第 17 回生命表男子死亡率の 70%から、最新である第 20 回生命表男子死亡率の 50%に改定する結果であり、加えて、基本年金の支給率を、加算年金の支給率と同一に改定する結果です。

Q1-6. 今回の改定は、いつから変わるのですか。

平成 22 年 10 月 1 日からです。

なお、同年 10 月 29 日（金）支払い予定の年金は、対象期間が制度改定前の 7 月～9 月分ですので、改定前の支給率による年金額です。

改定後の年金は、平成 23 年 1 月 31 日（月）に初回として支払われる予定です。（なお、年金受取額が年間 5 万円未満の場合は、年 1 回支払いのため、平成 23 年 10 月 31 日（月）が初回の予定となります。）

Q1-7. 過去にもこのような引下げがあったのですか。

平成 7 年 10 月に、予定死亡率の見直しがあり、第 10 回生命表男子死亡率の 70%から、第 17 回生命表男子死亡率の 70%へ変更し、現在に至っています。また、平成 10 年 4 月に予定利率の見直しがあり、年 5.5%から、年 3.0%に変更し、さらに、平成 15 年 1 月に、年 3.0%から、年 1.5%に変更して、現在に至っています。

（2）年金額などについて

Q2-1. 改定後の年金額はいくらですか。

改定に伴い、新たなコンピューター・ソフトの開発が必要なため、数か月程時間を要します。そのため、この開発が完了してから、個人別の年金額が計算されますので、改定後の「年金額のお知らせ」は、本年 11 月の送付の予定です。

Q2-2. 既に年金を受け取っている受給者には年金額が保証されるなど、いわゆる“既得権”があるのではないですか。

日医年金制度は、任意加入であり、自分の掛金で将来受け取る年金額を積み立てること等自助努力を基本としております。もし仮に、終身年金を既に受け取っている方々（受給者）の年金額を、既得権として据え置いた場合には、年金資産全体に損失の影響をもたらしたり、加入者に受給者の年金の一部を負担さ

せたりすること等になります。従いまして、医師のための年金制度の創設目的からしても、この年金制度を維持していくためにも、今回の改定は必要と言えます。是非、ご理解頂きたいと思います。

Q2-3. 受給者の年金額はいつから変わるのですか。

年金制度は、平成 22 年 10 月 1 日に改定されますので、10 月～12 月を対象期間とする改定後の年金は、平成 23 年 1 月 31 日(月)に初回として支払われる予定です。(なお、年金受取額が年間 5 万円未満の場合は、年 1 回支払いのため、平成 23 年 10 月 31 日(月)が初回の予定となります。)

Q2-4. 今後も年金額の見直しがあるのですか。

日医年金制度を適切に運営していくために、本会は「年金規程」を定めております。その第 4 条第 4 項に、5 年毎に年金財政の分析を行い、必要がある場合は、給付金額・掛金額の増減、その他の修正を行うことが、定められています。従いまして、5 年後も年金規程に基づく年金財政分析は当然行われますが、支給額に関する判断は分析結果に基づいて行われますので、現時点では如何とも申し上げることはできません。

(3) 年金制度について

Q3-1. 予定死亡率と死差損とは何ですか。

予定死亡率とは、制度に加入している方々の生存状況の見込みです。「計算上の仮定」(見込み)と「実績値」に乖離が生じると、収支に損益が生じ、死差損、又は、死差益となります。このため、なるべく誤差が発生しないように「計算上の仮定」を修正する必要があります。

日医年金の最近の死差損益は、第 37 期▲33 億円(損失、以下同)、第 38 期▲32 億円、第 39 期▲36 億円、第 40 期▲30 億円、第 41 期▲46 億円と、恒常的に▲30 億円以上発生しており、今

回の制度改定の主因となっています。

Q3-2. 第 20 回生命表とは何ですか。

生命表とは、各年齢の人が平均して何年生きられるかを死亡率や平均余命で表した表です。最新の生命表が、厚生労働省が平成 17 年の国勢調査に基づいて作成した第 20 回生命表です。

(4) 今回の制度改定について

Q4-1. 減額の対象者を加入者・受給者の双方にしたのはなぜですか。

日医年金制度は任意加入であり、自分の掛金で将来受け取る年金を積み立てること等自助努力を基本としております。もし仮に、加入者の終身年金の給付水準のみを引き下げた場合は、加入者が受給者の年金の一部（不足金）を負担したりすること等になります。医師のための年金制度の創設目的からしても、この年金制度を維持していくためにも、今回の改定は必要と言えます。是非、ご理解頂きたいと思います。

Q4-2. 前回の予定死亡率改定の際は、基本年金を引き下げなかったのに、なぜ今回は、引き下げるのですか。

前回は制度変更が、加入者・受給者の生涯設計に著しい悪影響を及ぼすことを避けようという趣旨から、基本年金は据え置きました。

しかしながら、日医年金制度は、任意加入であり、自分の掛金で将来受け取る年金額を積み立てること等自助努力を基本としております。もし仮に、基本年金を引き下げなかった場合は、加算年金の資産を、基本年金の一部（不足金）に充当したりすること等になります。従いまして、この年金制度を維持していくために、基本年金と加算年金（うち終身年金のみ）の両方を引き下げる形にせざるを得なかったのです。是非、ご理解頂きたいと思います。

Q4-3. 予定死亡率の掛け目を 70%でなく、50%にしたのはなぜですか。

生命表では、平均余命が延びる傾向にあり、次回 5 年後の年金財政計画の検討時までには、死差損拡大の可能性を現実に即して低めるためです。

Q4-4. 基本年金の支給率を加算年金と同一にするのはなぜですか。

日医年金の養老年金は、基本年金と任意の加算年金から成り立っています。それぞれの年金額は、払込み掛金に支給率を掛けるなどして算出されます。基本年金の支給率は、「掛金払込時から年金支給開始（65 歳）までの間に死亡した加入者の年金原資を、死亡しなかった者の年金原資に上乘せする」という考え方により、加算年金の支給率より高く設定されています。それにもかかわらず、同時にその基本年金から加入者の遺族一時金が支給されており、“過大な支払い”の状態になっています。財政健全化の観点から、この状態を解消し、基本年金の支給率を、加算年金の支給率と同一になるように適正化を図ります。

Q4-5. 確定年金、遺族年金はなぜ引き下げないのですか。

確定年金は、年金の給付期間が終身ではなく、5 年、10 年などと確定されているため、年金額の変更は必要とされません。同様に、遺族年金も、年金の給付期間が終身でなく、最長で 15 年の保証期間となっているためです。

Q4-6. 積増年金はどうなるのですか。

終身年金の「積増年金」は、終身年金の加算年金部分に上乘せされていますので、終身年金の加算年金同様に削減されます。

（５）制度からの脱退・変更などについて

Q5-1. 加入者ですが、制度を脱退できますか。

脱退できます。

Q5-2. 受給者ですが、制度を脱退できますか。

脱退できます。通常は、受給者は、脱退できませんが、特例措置により脱退することが可能です。この特例措置は、制度改定の実施後 1 年間（平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）となっております。改定後の年金額のお知らせは 11 月頃送付されますが、ご覧頂いて、ご希望される場合は、平成 22 年 11 月以降お申し付けください。

Q5-3. 加入者の脱退で、払戻金等どのように計算するのですか。

加入者には、「脱退一時金」が支払われ、「脱退一時金利率」が適用され、元利合計額が一時金として支払われます。脱退一時金利率は、市中金利を参考に毎年見直され、1 年毎にその年の利率が複利で適用されます。今年度は、0.04%になっています。なお、加入期間が短い場合には、掛金払込み 1 回につき事務費 100 円を控除したため、払込掛金総額を下回ることがあります。

Q5-4. 受給者の脱退で、払戻金等どのように計算するのですか。

受給者には、「特例清算一時金」が支給されます。特例清算一時金は、制度改定の前日（平成 22 年 9 月 30 日）を基準として、改定前の年金額（積増年金部分は除く）を一時金にした額になります。平成 22 年 9 月 30 日から、特例清算一時金支払い日までの間は、利息が付きません。

Q5-5. 終身年金から確定年金に変更できますか。

年金の受給手続きをしてからは、変更できません。

（6）年金の資産運用などについて

Q6-1. 予定利率、予定運用利回りとは何ですか。

「予定利率」とは、年金額の算定などに使用する利率であり、現在年 1.5%です。「予定運用利回り」は、年金資産を運用して得ようとする目標の利回りで、現在 4.1%となっています。

Q6-2. 実際の運用利回りはどうなっているのですか。

第41年度（平成20年10月10日～平成21年9月30日）は、 $+0.55\%$ で、前年度の -13.94% から大幅に改善しました。現在、設定している予定運用利回りを達成できるように、運用体制全体の見直し作業を行っています。

Q6-3. 年金資産の運用はどこに委託しているのですか。

国内外の有力な運用機関に委託しています。「年金規程」の別表5に記載しています。また、今回、同封させて頂きました「決算のご報告」にも掲載しています。（社名変更により、一部の社名が変わっております。）

Q6-4. 運用体制全体をどのように見直しているのですか。

安全性に考慮しつつ、収益を向上させるために、基本的な資産配分を変更し、より運用能力のある運用機関に入れ替える作業を行っています。最終的に見直しが完了しましたら、ご案内します。

Q6-5. 予定利率など他の変更はないのですか。

今回は、その他の制度変更はありません。

（7）年金財政などについて

Q7-1. 制度の財政はパンクしませんか。制度は大丈夫ですか。

年金制度は、「将来的に先生方の平均余命がどれくらいか」、及び、「支払い原資となる年金資産は何％で運用されているのか」という2つの前提条件をベースに設計されています。この前提条件と実績値の差異を毎年分析し、年金制度を健全に運営できるように5年毎に総合的に検討し、必要な場合は年金制度を改定することにより、日医年金制度の継続性を担保しております。

Q7-2. 経費節減などの努力をしているのですか。

制度運営の収入については、掛金払込み1回につき100円を事

務費として頂いておりますが、これは民間の保険会社の年金保険商品に比べてかなり低い額と思われます。支出についても、出来るだけ抑えるようにしています。具体的には、運用機関に支払う運用報酬の引下げの要請などを行っております。

(8) 日医年金について

Q8-1. 新聞に共済事業の記事を見かけますが、大丈夫ですか。

現在、日医年金が従来通りの運営が可能となるように、関係閣僚・省庁をはじめとする関係各方面に働きかけを行っているところです。詳細が明らかになり次第、ご案内申し上げる予定です。

Q8-2. 重要な情報をどのように開示していますか。

“日本医師会年金に関する「重要事項のお知らせ」”を、既に加入者・受給者の皆様に送付し、新規の加入者にもその都度送付しています。また、年金決算や制度変更など重要な情報は、適宜、加入者・受給者に通知したり、機関紙に掲載したりしています。

Q8-3. 日医年金のガバナンスはどのようなになっているのですか。

年金の専門家で構成する「生涯設計委員会」で助言が行われ、日本医師会役員、日本医学会役員、学識経験者、加入者で構成する「年金委員会」で了承され、本会「理事会」で承認・決定されるというプロセスを踏んでいます。年金規程が変更されるなど必要な場合は、代議員会に報告しています。

Q8-4. 日医年金は他の年金制度に比べて有利ですか。

加算年金は、増額、減額が自由にでき、脱退の際には、脱退控除金がないなど、「年金設計を自由にできる」点で大変有利と考えています。

また、個人で資産を運用される場合に比べて、日医年金は資産

額が大きいため、運用先を分散して、リスクを抑制しつつ、収益の向上を期待できます。

別添 4

平成22年3月

日本医師会年金制度改定に関するスケジュール見込み

- 平成22年 3月下旬 加入者・受給者宛て「制度改定について」の送付予定
- 4月 日医年金のホームページに掲載する予定
- 5月 日医ニュースへの掲載予定(この後、9月まで6回程掲載見込み)
- 9月 加入者・受給者宛て「日本医師会年金規程」(改定版)の送付予定
- 10月1日 日医年金制度の一部改定実施
- 〃 養老年金の受給権者の特例脱退の開始日
- 10月末 改定前の支給率による最後の年金支給の予定
(年金の対象期間が改定前の7月～9月分のため)
- 11月 加入者・受給者宛てに改定後の年金額のお知らせの送付予定
- 平成23年 1月末 改定後の支給率による最後の年金支給の予定
(年金の対象期間は、改定後の10月～12月分)
- 9月末 養老年金の受給権者の特例脱退の期限

お願い

- ①制度改定に伴い、パンフレット・加入申込書などを送付される際には、「重要事項のお知らせ」(下記別添5-1.)と併せて、別添5-2.の「制度改定のお知らせ」も必ず同封されるようお願い申し上げます。
(不足しましたら、コピーしてご利用下さい)。
- ②郡市区医師会へも、別添5-2.の「制度改定のお知らせ」のコピーをご送付いただき、上記①の趣旨をご周知下さいますようお願い申し上げます。
- ③制度改定内容を反映した「重要事項のお知らせ」の改訂版は、本年9月までに、貴会に送付いたしますので、それまでは、現行の「重要事項のお知らせ」をご使用ください。
- ④なお、本年2月16日付けの一部改定により、「日本医師会年金規程」が新しくなりました。変更点は、同封している年金委員会の「答申」に添付の「改定前後比較表」の通りとなります。本年6月に再度、一部改訂が予定されているため、9月頃に改定版を一括して、貴会に送付します。

以上よろしくお手配のほどお願い申し上げます。

[別添]

- | | |
|------------------------------|------|
| 5-1. 重要事項のお知らせ(2009年9月11日改訂) | : 1部 |
| 5-2. 制度改定のお知らせ(加入検討者用) | : 1部 |

日本医師会年金に関する「重要事項のお知らせ」

(社)日本医師会 2010年2月16日改訂

特にご確認いただきたい事項を以下に記載しています。ご加入の際に必ずお読みくださるようお願いいたします。

1. 制度について

・本制度は、「社団法人日本医師会年金規程」にもとづき運営されています。同規程は日本医師会(本会、以下同)に備えてあり、随時閲覧が可能です。
 なお、同規程は、委員会(年金委員会)に諮ったうえで、理事会の決議により変更される場合があります。

2. 年金財政の報告について

・この制度の決算日は毎年9月末日とし、本会は、毎決算期に、必要な責任準備金額の確定その他の決算手続きを行ない、その結果を本会の機関誌に掲載します。

3. 財政再計算について

・本会は、加入者および受給権者の構成に応じて適正な年金数理に基づいて給付額、掛金額の算定、収支予算の作成等の年金財政計画をたてます。
 ・決算の結果、剰余金が生じたときは、これを年金財産に保留します。
 ・本会は、少なくとも5年ごとに、年金財政計画の検討、利源分析を行ない、必要あるときは、給付金額(受給者の給付金額を含む)または掛金額の増減その他の修正を行ないます。

4. 加入資格について

・満64歳6カ月未満の日本医師会会員は、この制度への加入資格を有します。

5. 払込方法、期間について

・加入者は、基本掛金として毎月12,000円を満65歳に達する前月まで払込みます(毎月末口座振替)。
 ・加入者は、基本掛金を、月払いに代えて、年払い(毎年10月末口座振替または振込)または一括払いで、払込むことができます。
 ・加入者は、加算掛金として毎月6,000円の整数倍(上限なし、毎月口座振替)、および随時に100,000円単位(上限なし、随時に振込)の掛金を払い込むことができます。

6. 給付(年金)内容について

・この制度による給付(年金)の種類は、以下の通りです。

(1) 養老年金 (2) 育英年金 (3) 傷病年金 (4) 遺族年金

給付(年金)の種類と支払事由及び給付を受けることのできる期間

給付の種類	主な支払事由	給付を受けることのできる期間
(1) 養老年金	・加入者が満65歳に達したとき ・ただし、満65歳以上かつ掛金期間3年以上の加入者でやむを得ない事情がある場合には、加入者より申出があったときから、養老年金を減額して終身支給することができます。給付期間が有期である加算年金については、受給権者が選択した期間について支給します。減額する額は、適正な年金数理に従い計算した額とします。	・受取コースは支給開始時に下記からの選択となります。 - 基本年金 加算年金 (1)15年保証期間付終身年金 15年保証期間付終身年金 (2)15年保証期間付終身年金 5年確定 (3)15年保証期間付終身年金 10年確定 (4)15年保証期間付終身年金 15年確定 ※平成5年9月以前加入の方は10年保証期間付終身年金の選択も可能。
(2) 育英年金	・加入者は、養老年金のうちの加算年金の全部または一部を、育英年金として受給することができます。	・育英年金の給付の申出のときから4年間、7年間、10年間のいずれかのうち、加入者が選択した期間。
(3) 傷病年金	・加入者は、傷害または疾病のため診療に従事できない場合、養老年金のうちの加算年金の全部または一部を、傷病年金として受給することができます。	・傷病年金の給付の申出のときから2年間、3年間、4年間、5年間のいずれかのうち、加入者が選択した期間。
(4) 遺族年金	・養老年金の受給権者が、保証期間15年未満で死亡したとき。 ・育英年金または傷病年金の受給権者が給付終了前に死亡したとき。 ・遺族年金の受給権者は、遺族年金に代えて遺族一時金を選択することができます。	・遺族に、すでに支払った養老年金の給付期間と合算して15年間。ただし、その遺族が給付期間中に死亡したときは、そのときまでとする。残存期間分については、遺族一時金として支給する。 ・給付期間が有期である加算年金については、すでに支払った養老年金の給付期間と合算して支給を予定していた期間。 ・その遺族に残存給付期間遺族年金を支給。ただし、その遺族が給付期間中に死亡したときは、そのときまでとする。残存期間分については、遺族一時金として支給する。

日本医師会年金に関する「重要事項のお知らせ」

7. 受取開始期間、延長について ・加入者は満65歳から、養老年金を受給できます。 ・養老年金の支給開始時期は延長することができ、又その延長期間を変更することができます。但し延長期間満了時の年齢は満75歳を限度とします。 ・支給開始時期を延長中でも、加算掛金を払い込むことができます。 ・延長された養老年金は、延長期間満了月から終身支給します。ただし、給付期間が有期である加算年金については、受給権者が選択した期間について支給します。
8. 脱退一時金について ・加入者が次のいずれかに該当するときは、脱退一時金を支給します。 (1) 満65歳未満で会員の資格を喪失したことにより、この制度を脱退したとき。 (2) 本会から除名されたとき。 (3) 基本年金および加算年金について脱退の申出があり、本会が事情やむを得ないものと認めたとき。 (4) 加算年金について脱退の申出があったとき。 (5) 育英を事由とし又は加入者本人の傷病により診療に従事不可を事由として加算年金の一部について脱退の申出があり、本会が認めたとき。
9. 遺族一時金について ・加入者、遺族年金受給権者または養老年金受給者が、つぎのいずれかに該当するときは、加入者の遺族に遺族一時金を支給します。 (1) 加入者が、死亡したとき。 (2) 養老年金による遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族一時金を選択したとき、またはすでに支払った養老年金給付期間と合算して、給付期間15年未満で死亡したとき。 (3) 養老年金または傷病年金による遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族一時金を選択したとき、または遺族年金の残存給付期間終了前に死亡したとき。 (4) 育英年金、傷病年金受給中の遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族一時金を選択したとき、または遺族年金の給付期間終了前に死亡したとき。 (5) 養老年金の受給権者が、給付期間15年を超えて死亡したとき。 ・遺族一時金を支給する遺族およびその順位については、年金規程に定めます(死亡日時によって支給すべき一時金がない場合があります)。
10. 事務費の徴収について ・掛金払込1回につき、100円を徴収します。
11. 税金について ・掛金は所得控除の対象になりません。 ・脱退一時金は掛金相当額を差引いた金額(利息分)が「一時所得」となります。 ・遺族一時金、遺族年金は「相続財産」になります。 ・年金は掛金相当額を差引いた金額(利息分)が「雑所得」になります。
12. 本会の責任について ・本会は、医師年金規程に従って年金または一時金の支払いその他の事務を適正に行なった場合、加入者または受給権者につき生じた損害については、その責任を負いません。
13. 本制度の解散について ・この制度の廃止およびその際の年金財産の分配方法については、制度の適正な運営を期するための委員会(年金委員会)で諮ったうえで、代議員会の決議を経てこれを決定します。
14. 個人情報の取扱いについて ・医師年金のご加入に伴いご提供いただいた個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、目的以外に利用することはありません。また、会員の同意なく会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

平成 22 年 4 月

日医年金ご加入検討の先生方へ

< 制度改定のお知らせ >

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日施行の日本医師会年金の制度改定により、「年金額」が変更されます。改定施行前の 9 月末日までに加入された方も、同様に「年金額」が修正されます。 改定後の新しいパンフレット類は現在作成中です。

改定の経緯は、医師の平均余命が国民全体の平均より長くなってきた結果、本来の予定年金支給額より過大な支給を行っていることが判明したことにあります。改定内容は、下記の通り、終身年金における予定死亡率の適正化による年金額の修正、及び、基本年金の過大となっている支給率の適正化による年金額の修正になります。

なお、正確な年金額の試算は、コンピューター・ソフト開発後の本年 10 月下旬頃に可能になる予定です。

記

- (1) 基本年金(終身年金)と加算年金(うち終身年金のみ)の適正化

15 年保証終身年金額：	現行比約 87%に適正化
--------------	--------------

- (2) 上記(1)に加えて、基本年金の過大となっている支給率の適正化
(現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。)

日本医師会 年金・税制課
直通 03-3942-6487
(平日 9:30~17:00)